

〈発表〉

1. 「中国における東亜同文会の学校教育」

阿部 洋（国立教育政策研究所名誉所員）

【座長】早速ただいまからそれぞれのご発表をいただきます。まず第1番目は阿部洋先生です。阿部先生をごく簡単にご紹介させていただきますと、1931年福岡県のお生まれでございまして、九州大学のお勤めを終えられたあと地元福岡の大学に勤められ、国立教育研究所のほうに移られて、そこでいろいろ教育関係のご研究を一気に進められたと承っております。幾つかの著書がございまして、皆さん方もお読みになった方がおられるかも知れませんが、『韓国近代教育史』、『日中教育文化交流と摩擦』、『中国近代学校史研究』等、東アジアに関する学校教育史等の著書をたくさん出版されております。現在の日本の中でも東アジアの学校教育に関する研究者として第一人者というふうにわれわれは理解しております。それでは阿部先生、よろしく願いいたします。

【阿部】阿部と申します。資料を二種類用意しました。今日のテーマは「東亜同文会の学校教育」とありますが、主として中国人対象の教育事業について、特に1920年代を中心に、その展開状況を中国のナショナリズムの教育的表現ともいえるべき教育権回収運動との対応関係において検討したいと思います。考察にあたっては、上海の東亜同文書院中華学生部、それから天津と漢口にそれぞれ設立されました同文書院という中等学校、これら三校が対象になります。これらのうち上海についてはあとで水谷さんが詳細に論じていただくはずですので、ここでは天津・漢口のケースを中心とし、必要に応じて上海についても言及することにしたいと思います。

ご承知のとおり、東亜同文会は、発足以来中国

での教育事業を活動の中心に据えて来ました。当初は日本人教育が中心でした。中国人教育に本格的に乗り出すのは1910年代の後半に入ってからのもので、具体的には17年から18年にかけて東亜同文会が外務省に対して補助金の申請をします。その中身は、(1)上海の同文書院に実業学校を付設すること、および(2)北京と広東に中国人対象の中学校を設置することでした。

当時東亜同文会をして、このような中国人教育事業に踏み切らせるに至った要因には幾つかありますが、まず第一に挙げられるのは、1915年の二十一ヶ条要求を契機とした中国における反日風潮の高まりです。その結果、日本政府としてはこれまでのような露骨な利権獲得的な政策がとりにくくなり、むしろ教育文化面からのアプローチによって日中両国間の相互理解を着実に図って行くほうが得策だ、とする認識が出て来たこと。第二に、かつて明治の終わり頃、中国で言うと清末になりますが、一万人を超えると云われるほど多くの中国人留学生が日本にやってきました、また数百人の日本人が中国に招かれ、各地で教師として活躍するなど、中国の教育界に対して日本の影響が強く見られた時期がありましたが、この盛況は10年足らずで終わります。そこには速成教育や営利主義的な教育姿勢の問題などいくつかの要因がありますが、こうした明治期の中国に対する教育のあり方についての反省が起こって参ります。第三に、それと時を同じくしてアメリカが中国に対して教育文化面から猛烈な働きかけを始めます。義和団事件賠償金を用いて中国の留学生を盛んにアメリカに招いたり、あるいはミッションスクールを各地に設立したりして精力的な教育活動



を進めたことなどがそれで、結果として中国教育文化界におけるアメリカのプレゼンスが急速にクローズアップされる。このような深刻な事態を前にして、日本政府としても中国に対する教育政策を早急に立て直す必要を痛感することになりました。お手元にあります資料(1)の有吉明在上海総領事の外務大臣あて上申は、こうした日本側の深刻な危機認識をよく示しております。また資料(2)にみる当時の帝国議会での一連の対中国教育方策に関する建議案(1918 - 1923年)、ことにその先駆けになった第四〇議会の「日支文化ノ施設ニ関スル建議案」(1918年)などは、その間の事情をよく示していると思われます。

外務省の委託を受けた東亜同文会は、早速1919年春から準備にかかりますが、その作業はスムーズには進行しません。この年は、まさに五・四運動がおこった年です。中国人を対象にする日本人の教育事業など思いもよらないことで、東亜同文会としては準備作業を停止して事態の鎮静化を待つほかありませんでした。

準備作業が再開されるのは翌1920年のことで、その年の9月には上海の東亜同文書院に中華学生部が開設されます。一方、北京・広東では当時まだ排日の空気が強く、地価の問題もあったため、それぞれ場所を天津および漢口に変更して1921年から22年にかけて中学校を設立することになりました。これら三校の開設当初における状況は、資料(3)に見るとおりです。これによると、上海の中華学生部は、日本の専門学校である東亜同文書院に準じて教育を行うことになっているのに対し、天津・漢口両同文書院の場合、名誉院長に中国人の名望家を仰ぎ、学校経営では、教育面の実務は中国側が、経営面は日本側がそれぞれ担当し、日本人監督がこれを統括するといった態勢をとっていたことがわかります。もう一つ重要な点は、天津・漢口の学校はいずれも中国政府教育部から正式の設立認可を受けた中等学校であるということです。

ところで、この時期日本政府は先に見たような時代状況のもと、中国に対する教育文化政策の抜本的な立て直しを企図して1923年3月に「対支文化事業特別会計法」を制定公布します。その趣旨については資料(4)に示すとおりで、これは義和団事件賠償金および山東関係の補償金年250万円をもとにし、主な事業内容としては、(1)留学生教育、それから(2)東亜同文会・同仁会による中国での教育・医療活動、(3)北京人文科学研究所、上海自然科学研究所の設立運営などの学術研究、それから(4)日中両国間の人物交流などがあり、当時におけるほとんどすべての中国関係の教育文化事業を傘下におく大規模なもので、東亜同文会の教育事業はその中心的な事業の一つに位置づけられていました。

では、「対支文化事業」のもとで東亜同文会系の三つの教育機関の運営状況はどうだったかをみると、いずれも五・四運動を契機とする排日風潮の高まりの中で多くの困難に直面していました。第一の困難は生徒が集まらず、またその質を維持することができないという問題。たとえば中華学生部は定員50名に対し、初年度の入学生はわずか6名、翌年の4月に二期生35名が入ってようやく体裁が保たれるという状況です。第二の困難は、五・四運動の下かつての「尊師嚴道」の教育伝統が覆され、同盟休校が全国的に頻発、ことに中等学校での発生が著しく、東亜同文会が掲げる儒教的な訓育方針を維持することが困難な状況にありました。第三の問題は施設・設備の貧困と所要経費の不足です。外務省からの補助金は以前に比べ多くはなったが、特別会計からの補助金額は限定的で、付近の外国人経営学校に比べて施設設備の貧弱さが目立っていました。

しかし、それらにまして学校側を悩ませた最大の問題は、学生・生徒による反日的政治運動でした。最初に直面したのは「旅大回収運動」です。1923年3月中国側の旅大返還要求を日本政府が拒否したことを機に対日経済絶交を要求する反日

デモが大きく高まり、中華学生部の学生も早速この動きに対応し、学校当局が首謀学生に退学処分をとったことに反発する学生の一斉退学運動が起き、在籍学生数は一挙に半減します。天津や漢口でも国民外交後援会への参加をめぐる厳しい対立が起き、報告書によれば「以後校内の雰囲気は急速に悪化した」とあります。新入生の募集も低調で、応募者は前年度の半分に満たない状態でした。

これに続いて1925年の五・三〇事件を機に反帝国主義運動は未曾有の高まりを示します。反日・反英デモ・ストライキが全国的な規模で一挙に拡大するなか、教育界では教育権回収運動、あるいは文化侵略反対運動が大きくクローズアップされ、他の外国人経営学校と同じく東亜同文会系の三つの学校は真正面からこれに向き合うこととなります。ここで教育権回収運動について概略を説明しておく必要があります。当時中国の教育界では、キリスト教ミッションなど外国人経営の学校は、治外法権にもとづいて活動している。それは中国の青少年を「外国の順民」たらしめるものであり、教育を手段とした中国への侵略行為であるから、その教育権を奪い返して国家の教育基準を遵守させるべきだという、ナショナリズムに根ざした考え方が盛んに提唱されていました。教育権回収の思想そのものは1920年頃から起こってくるわけですが、具体的な活動として展開するのは1924年からです。まず最初に満鉄付属地の学校運営をめぐる教育権回収の要求が提起され、相前後して広東の三一学校というミッションスクールで生徒の同盟休校が起こり、以後各地のミッションスクールで学生・生徒による同盟休校や一斉退学運動が頻発してきます。この教育権回収要求運動の展開については資料(5) - ①②に示すとおりで、この運動をリードした広東学生会が教育権回収のための四つの最低基準を提示しています。それによれば、外国人経営学校に対して、(1) 中国政府の設立認可を受けること、(2) 教科目の編成で中国側の基準を守ること、(3) 宗

教教育の禁止、(4) 学生の集会・結社の自由、を要求していました。続いて少年中国学会とか中華教育改進社などの教育団体が相次いで教育権回収の決議をしています。教育権回収要求の根拠、あるいはそれをどういう方法で実現していくかについては、資料(5) - ③全国教育会連合会の決議案にある「外国人の中国内での教育事業のもたらす顕著な弊害」「外国人の中国内における教育事業を取締まる方法」がこれをよく示しています。

ともあれ、教育権回収運動は五・三〇事件を機に一挙に全国に拡大し、各地の外国人経営学校で同盟休校や一斉退学事件が頻発し、そのために学校閉鎖あるいはキリスト教宣教師の国外避難が相次ぐ事態が起こって来る。そしてこのような教育権回収運動の高まりを背景に、北京政府は外国人経営学校に対する規制策を打ち出します。資料(6)にある「外人捐資設立学校請求認可弁法」がそれです。この北京政府の認可請求の方法は、教育界がこれまで提起して来た教育権回収の主張から見ますと極めて不徹底かつ微温的なものではありませんが、外国人経営学校への規制が初めて政府の施策として採用されたという意味で、教育権回収運動の前進を意味し、教育面での半植民地状況の克服を目指す最初の政策提示であったと云えましょう。

当然のことながら、東亜同文会系三学校はいずれもこの渦中に巻き込まれ、厳しい対応を迫られます。たとえば五・三〇事件の勃発に対処して、上海同文書院では長期の休校措置を取りますが、中華学生は学校側の警告を無視して学生連合会主催の反日・反英デモに参加し、在籍学生86名中24名が自主退学しています。一方天津と漢口でも、これまでの首謀者に対して厳重処分するという抑圧主義一点張りの方針では対応できないことを痛感せざるを得なくなります。この種の運動をリードするのは往々最優秀の生徒が多く、学校として厳罰主義は痛し痒しのところがあった。その影響が入学希望者の激減という結果をもたらすことも

頭痛の種でありました。

このように教育権回収運動の及ぼす影響は深刻なものがありました。それが及ぼすインパクトに関しては、三つの学校間で微妙な違いがありました。日本人教育を主体とする上海同文書院に付設された中華学生部の場合はまだしも、中国人教育を唯一の事業目的とする天津や漢口の場合、この運動のインパクトは学校の存立基盤そのものを揺るがすほど深刻なものであったからです。そのため、東亜同文会本部としては早くから、外務省とともに天津・漢口両同文書院における教育権回収運動の対応策について検討を行ってまいりました。そして1925年春大内暢三理事を中国に派遣し、学校の立て直し策を検討させることになるわけです。考えられる対応策としては、四つの選択肢があります。(1) 両校とも廃止して学校を中国側に提供する、(2) 天津一校にまとめ、経費を重点的に使って充実を図る、(3) 中学校をやめて純然たる日本語学校にする、(4) 中学校として残しながら、優秀な卒業生を日本に留学させる予備教育の機関にする、がそれです。大内が採用したのは、この第四案をもとに、さらに学校の経営形態そのものまで変更するという大胆な対応策でした。

実は、この改組構想を提示するに先立ち、大内は周作人や沈尹黙など、北京大学の日本留学出身教授グループの間で細かい打ち合わせをしています。彼らは北京大学の東方文学系を充実するために、早くから日本語予備教育機関を持ちたいとの強い要望を持っていました。大内が打ち出した大胆な現状打開策というのは、天津同文書院の東亜同文会による単独経営をやめ、これを中国側との共同経営に組織替える。そのため北京大学教授連と一緒に教育団体を作るというものです。この学校改組をめぐっての大内と天津同文書院江藤栄吉監督との協議内容は、資料(7)にあげた外務省あて報告に詳細に見ることができますが、そこにあるとおり、中国側との学校の共同

経営に書院側が期待したのは、教育権回収運動の急先鋒たる北京大教授連を取り込んでその鋒先をかわすこと、しかし学校経営の実権はあくまで日本側で確保するという考え方でありました。

但し、大内の共同経営案にはもう一つのより大きな思惑がありました。実は、「対支文化事業」はすでに1924年2月の「汪-出淵協定」および翌25年5月の「沈-芳沢交換公文」によって、これまでの日本単独の事業から日中共同運営の「東方文化事業」に改組されていましたが、その運営方針をめぐって日中両国委員の間に対立があり、文化事業の協議は一年近くストップしたままになっていました。同文会の大内理事は、同時に共同文化事業委員会の日本側総務委員としての立場から、暗礁に乗り上げた共同文化事業を軌道に乗せる方策として、北京大学教授グループとの学校共同経営を利用しようと考えていた訳です。事実、このたびの北京大学教授グループとの協議には、北京駐在の特務機関員土肥原賢二が終始介在しておりました。

大内には更にもう一つ狙いがありました。それは学校を日中共同経営にすることで外務省からの大幅な補助金増額を実現することです。と言うのは、「対支文化事業特別会計法」の規定によりますと、補助金に関して、日本側団体が経営する事業に対しては山東関係の資金からの支出のみに限られていました。山東関係の資金というのは特別会計全体の30%に過ぎません。従って補助金を大幅アップするには、義和団事件賠償金からの支出が不可欠で、そのためにはどうしても事業団体を中国側の団体、あるいは日中共同組織の団体の経営に移す必要があった訳です。

では、天津および漢口の両同文書院の改組が具体的にはどのように進んだかをみましょう。資料(8)をご覧ください。それによれば、北京大学と東亜同文会、更に天津同文書院の三者が教育団体「中日教育会」を組織し、共同して学校を設立する。学校の名称は「中日学院」。中日学院の経営にあ

たるのは「校務委員会」で、北京側から馬裕藻と陳大斎、天津同文書院側からは張庭芝と江藤栄吉、それに院長として北京側の沈兼士が参加します。そして沈院長の名で1926年4月直隸教育庁に認可申請を行なっています。漢口の場合も基本的には天津と同じで、その詳細は資料(9)に見るとおりです。ここでは「東方学会」という団体が組織され、学校名は「江漢高級中学校」。校長は陳英才（東京高等師範学校出身）が就任しました。天津と漢口の違いは、武漢の場合依然として教育界に反日的空気が強いところから、先手を打つ形で地元教育界の有力者を迎えて、諮問機関として董事会（理事会）を組織したところにありました。

以上に見たような組織変更後の天津・漢口の学校の様子はどうなったのか。実は、思い切った経営方針の転換にも関わらず、学校運営は期待通りの進展はしません。そのうえ、国民革命の進展に伴う政治的・社会的に巻き込まれることとなります。中日学院の場合、スタートの時点から不調で、書院側・北京側双方に「思惑の違い」と「相互不信」が生じることとなります。その背景には、当時北京政府を牛耳っておりました奉天軍閥の教育政策があります。当時の教育総長は劉哲で、徹底した反動的教育政策で知られた人物です。彼はまず北京大学を危険な反体制運動の拠点とみなし、これを解体して北京にある高等教育機関と合わせて京師大学校を作ります。その結果、旧北京大学の教授の多くが解任され、彼らは活動の本拠を失うことになりました。彼らに中日学院の生徒募集の役割を期待することは出来ません。書院側からすれば、共同経営にはもともと不賛成だったが、大内の説得でしぶしぶ承諾しただけに、北京側の様子は全くの期待はずれという訳です。一方学校は組織改編にともなう経費増、ことに人件費などの膨張により施設整備の整備は後回しにされる。北京側から見ると、それは「高級中学の美名を欺く」ものであり、彼らは書院側の態度を「約束違反」として激しく批判する。一方書院側からすれば、

北京側から相次いで出される各種改善要求は「契約書を楯にした学校乗っ取り策」だとみなされる。江藤の表現を借りれば、「元来融合シ難キモノヲ二ツニ合シタ為ニ起ル現象」であります。しかし、だからと云って北京側との関係を断絶して、抜本的な組織変更を行って学校を元の姿に戻すのも現実的ではないというのが実状でした。

その間に国民革命が進展し、1928年5月には済南で日本が北伐軍に干渉を行い、両者間に衝突が起こります。所謂済南事件がそれです。この事件を契機にしてそれまでしばらく影をひそめていた反日・排日運動が全国的規模で一挙に高まり、中日学院は急遽夏休み入りで対処するほかありませんでした。一方、国民政府はこの事件を機に、共同文化事業そのものを全面的にボイコットするよう指令を発し、以後日中共同の文化事業は完全に破綻し、實際上日本の単独事業に後退することとなります。こうしたなか、学校の保護を理由に書院側は日本軍の駐留を要請、北京側はこれに猛反発し、以後学校経営に対する意欲を急速に喪失して行きました。

続いて起こった北京政府の倒壊、国民政府による全国統一の完成といった中国政局の推移は、中日学院をいよいよ苦しい立場に立たせることとなります。中日学院が中国人対象の教育事業を行おうとする限りは、中国の教育体制の枠内に留まらざるを得ず、当然のことながら、国民政府が打ち出す三民主義の教育方針、および教育権回収のための私立学校規制策に否応なしの対応を迫られるからです。国民政府の教育方針については資料(10)に示すとおりです。国民政府は、まず全ての学校のカリキュラムの中に必ず国民党の党義・党史を加えること、および毎週月曜日に総理記念朝礼を実施することを要求します。また国民政府の私立学校に対する取締りは、以前の北京政府のそれに比べて厳しいものがありました。例えば、外国人の校長・理事長の禁止や政府の私立学校解散権などの規定がそれです。



こうしたなか、中日学院としては1930年国民政府教育部に対して設立認可の申請を行います。その際、学校の正式名は「私立中日中学校」となります。その一方で同校外務省のバックアップを得て、「選抜留学生制度」の特別枠を利用したり、特別助成金により施設設備の充実を図るなど、留日予備学校としての特色を強めるための措置を取って行きます。こうして同校は1930年当時在学学生総数141名、6学級編成の完全中学として、しばしの間の安定期を迎えることになります。

一方、漢口江漢中学は三つの学校の中で最も激しく国民革命の政治的・社会的な激動にさらされました。武漢を占領した国民革命軍の実権を掌握していたのは国民党左派および共産党で構成される湖北省政務委員会で、教科長には当時武昌大学教授だった李漢俊が就任します。彼は「湖北暫行教育綱領」を公布し、反動教育を打破し革命教育を推進すべく相次いで革新的な政策を打ち出します。たとえば反革命、反動的な教育家を追放しようと、江漢中学の理事長や理事数名に対して逮捕命令を出すほどでした。その間の経緯については、斉藤重保総務長が資料(11)に詳細に報告しています。こうした急進的な政策に対して、江漢中学としては手の打ちようがなく、開校早々から長期の休校措置を取らざるを得ません。例えば、資料(11)-②に見るとおり1927年2月「江漢高級中学校あて訓令31号」が出されていますが、それによりますと、教育行政は完全に公開し、校務会議に学生を入れることや、校長・教師に対する資格審査は党部で行い、また校長・教員に対して学生会は拒否権を持つ、といった規定がみられます。学校は同文会本部に対して「静カニ形勢ノ推移ヲ観察シ、徐ニ之ニ処スルノ方策ヲ決定スルノ外ナシ」と報告、外務省としてもこれを容認するほかありません。同年3月末外国人経営学校がすべて閉鎖されているなか、江漢中学は学校再開を試みようとはしますが、武漢学生連合会が一か月にわたり同校を包囲するといった緊迫した状況が見

られました。

学校の機能が回復するのは、武漢政府が崩壊した同年9月のことです。かつて活動教育家として追放された旧理事達も復活して董事会も活動を再開します。しかしこれも東の間、翌28年5月には済南事件が起こり、再び休校措置を取らざるを得ません。学校がようやく本格的に再開するのは1929年3月に至ってのことでした。ここで江漢中学は改めて国民政府に対し登録申請を行い、「私立江漢中学校」として正式認可されます。授業再開にあたっては、例えば週2時間の国民党党義・党史の授業は校長陳英才自らが担当するという形で対応することになりました。同時に日本留学予備学校としての特徴を強化するという方向は天津の場合と同じでした。

では、上海の場合はどうであったか。東亜同文書院自体としては中国政局に直接的な影響を受けることはありませんが、そのなかの中華学生部となると事情が違います。当然のことながら国民革命の激動の嵐にもろに巻き込まれるわけで、学生の同盟休校が行われ、中途退学者の激増や入学者の減少といった事態が生ずるのは不可避でした。当時の上海はまさに反軍閥・反帝国主義運動の震源地でもあり、中華学生だけがそのなかで孤高を守ることはできません。蒋介石の反共クーデター後、一応事態は沈静しますが、間もなく済南事件が起こり、上海では最も激しく対日ボイコットが展開されることになり、中華学生も同盟休校に入り、ボイコット運動に参加、学校当局は臨時休校して、そのまま夏季休暇入りの措置を取るほかありませんでした。

以後、中華学生部はジリ貧状態になって行きます。その要因として国民政府の私立学校規制が逐次中華学生部の存立基盤を揺るがし始めたことを指摘する必要があります。東亜同文書院自体はもともと日本の専門学校令にもとづいて作られ、付設された中華学生部もそれに準じており、同部は中国政府に対して登録を行っていません。

そのことは中国側の正規の学校として認可されないことを意味します。しかも厳密に言えば、中華学生部は日本の専門学校令に正式にもとづいたものではなく、あくまでも同文書院の規定に準拠したものにすぎません。当然その卒業生は無資格なため、反日的な空気のなか応募者が逐次減って行く。そのため学校当局も1929年には入学定員50名の枠を半分にせざるを得ませんでした。

こうした苦境を乗り越えるため、東亜同文会本部は1930年9月中華学生部を廃止し、これを「特設予科」に改組することを決断します。つまり中華学生部を東亜同文書院に入るための特別予科にすることによって、学生はこの課程修了後本科に進み、日本人学生とともに学び、卒業生は日本の専門学校卒業生としての資格が与えられるということになりました。この中華学生部の改組により、上海の中国人教育部門は一応安泰になったかに見えました。ところが、それからわずか一年後の1931年8月「特設予科」は急遽廃止されることとなります。その背景には、前年に起こった中華学生および日本人学生による同盟休校事件、およびそれに続く日本人学生による上海上陸の練習艦隊乗組員に対する反戦ビラ配布事件があり、背後に学内での中国共産党の組織・活動があることが察知されたことから、中国人教育部門を書院に置いておくことは、本来の業務たる日本人教育事業そのものの基盤を揺るがしかねないとの判断があったためでした。資料(13)に学校当局が理由として上げた「支那ノ学生間ニ往々存在スル危険思想ガ日本学生ニ影響スル惧アルコト」とは、このことを指していました。こうして上海での中国人教育事業は、着手12年目にして全面的廃止に追い込まれることとなります。

以上ごく簡単なながら、東亜同文会が中国で経営した三つの学校が、1920年代国民革命が激しく進展する時代状況の中でどのような活動を展開したか、その具体的状況を学生・生徒の動静や教育権回収の動き、ことに中国政府の私立学校規制策

との対応関係において考察して来ました。その際、同会の教育事業を財政・政策面で支えた「対支文化事業」の展開過程を背景として描くことも試みました。

ちなみに、難航を重ねる東亜同文会の中国人教育事業に決定的打撃を与えるのは、1930年代初頭の満洲事変、およびそれに続く上海事変を機とする全国的な抗日救国運動の高揚、その下で展開された中国人学生・生徒による総退学運動などありますが、これらについては時間の関係上別の機会に譲らねばなりません。

【座長】 どうもありがとうございました。東亜同文会が中国で経営した学校をそれぞれご説明いただきました。いろいろ内部の問題もございましたけれども、中国のナショナリズムの動きの中で非常に苦勞したというお話をさせていただきました。どなたかご質問等ございましたら、はいどうぞ。

【馬場】 今日は大変詳しくお話をしていただいてどうもありがとうございました。ちょっと簡単なことをお聞きしたいんですが、資料の「反日風潮下における東亜同文会の学校経営」というところに「1. 学校経営上の諸困難 ② 儒教的訓育方針の維持」として、ひょっとしたら私が聞き落としたかも知れないんですけども、「学校経営上の諸困難」と「儒教的訓育方針の維持」との関係です。なぜ私がお聞きしたいのかと言いますと、ご存じのように1910年代中国の新文化運動、五・四運動の中で儒教というのは非常に批判的だった。それでも東亜同文書院が儒教をベースにしたということに対する、1つは中国側の学生の反応はどうかということと、それから学校経営上の諸困難ということと儒教的訓育方針の維持ということの関連をお教えいただければ。

【阿部】 ご承知のとおり東亜同文会の教育事業は、東京で開設した東京同文書院、あるいは最



初のスタートは南京同文書院ですね。そして間もなく上海に移って活動を続けます。そこでは「尊師敬道」の儒教的教育精神を訓育の方針とするという基本的な考え方が一貫していたように思います。おっしゃるとおり、東亜同文会のもつ教育理念をそのままの形で当時の新文化運動、儒教批

判の嵐の中で持ち続けることには困難があったかと思われまます。中日学院組織に際しての協議で従来の東亜同文会の教育方針を守りたいとする書院側の姿勢に対して北京大学教授グループはかなりクールな反応があったようです。そのようなことでよろしいでしょうか。

中国における東亜同文会の学校教育

－ 1920年代の中国人教育事業を中心に－

(レジュメ)

問題設定

- 1) 東亜同文会の教育事業の展開過程を教育権回収運動との対応関係に於いて考察
- 2) 考察の対象
 1. 上海同文書院の中華学生部
 2. 天津同文書院 (中日学院)
 3. 漢口同文書院 (江漢高級中学校)
- 3) 考察時期：1920年代を中心に

内容構成

- I. 在華中国人教育事業の沿革
 - II. 「対支文化事業」下の東亜同文会系学校
 - III. 国民政府治下東亜同文会の学校経営
- I. 在華中国人教育事業の沿革
 - (1) 東亜同文会活動の中心の一つ：在華教育事業 → 日本人対象
 - (2) 教育事業の本格的取り組み：1910年代末期から
 - － 外務省への補助申請 (1917～18年)
 - 1. 中国人教育への事業対象の拡大
 - 2. A. 東亜同文書院 (上海) に附属実業学校
B. 北京・広東での中等学校設立
 - (3) 促進要因
 1. 反日ナショナリズムの高揚 ← 21 か条要求

2. 明治日本の対華教育活動の栄光と挫折－その反省
3. アメリカの対華教育接近の成功
4. 危機認識の高まり ← 資料 (1)・(2) 参照
 - ① 有吉上海総領事の内田外相あて上申 (1918.10)
 - ② 帝国議会における対華教育方策に関する建議など
 - ③ 「日支文化ノ施設ニ関スル建議」 (1918.3)
- (4) 準備作業の難航－柏原文太郎／宇治田直義
 1. 五・四運動のさなか → 事態沈静化を待って、1920年準備作業再開
 2. 学校の開設 ← 資料 (3) 参照
 - ① 上海同文書院付設中華学生部：1920年9月4年制商務科
 - ② 設立場所の変更
 1. 天津同文書院：1921年末
 2. 漢口同文書院：1922年3月
 - ③ 天津・漢口同文書院の運営
 1. 名誉院長として中国人名望家
 2. 日本人監督による統括のもと、以下の態勢
 - ・ 経営 = 日本側の担当
 - ・ 教育 = 中国側の担当
 3. 修業年限4年 → 1923年学制改革に対応、3・3制に切り替え
 3. 三校の相違点
 - ①：日本専門学校令に準拠

- ②・③：中国教育部の認可にもとづく中等学校
- ・中華教育改進社（1924.7）／・全国教育
会連合会（1924.10）
- ③五・三〇事件（1925）を機に、全国的規
模で拡大
3. 北京政府の私立学校規制策
- ←〈資料（6）参照〉
- ・「外人捐資設立学校請求認可弁法」
（1925.11）
4. 東亜同文会系学校における教育権回収の動
き
- (4) 東亜同文会における学校経営方針の大転換
1. 教育権回収運動のインパクト →三校間の
程度差
2. 大内暢三理事の対応策：天津・漢口両書院
の日中共同経営案
- ①教育権回収運動への対応：4つの選択肢
1. 両校とも廃止して中国側に提供する。
2. 天津一校にまとめ、経費を重点的に使用、
充実をはかる。
3. 両校の中学校制を廃し、純然たる日本語
学校とする。
4. 両校を中学校として残し、優秀な卒業生
を日本に留学させる予備教育機関として
の性格も持たせる。
- ②大内構想：第四案をもとに、学校の経営形
態の変更に及ぶ。
1. 東亜同文会単独経営を中国側との共同経
営に組織変更する。
2. そのため、中国側教育者と教育団体を組
織し、経営一切をこれに任せる。
3. 学校の共同経営にあたっては、中国側が
教育を担当、日本側は経理を担当する。
4. 東亜同文会は施設設備を提供し、毎年一
定額の経費支出する。
- ③大内構想の企図するもの：その背景
1. 「東方文化事業」の停頓打破 ←北京
大学教授グループとの連携
- II. 「対支文化事業」下の東亜同文会
- (1) 「対支文化事業」の趣旨と事業内容
1. 「対支文化事業特別会計法」（1923.3）
- ←〈資料（4）参照〉
2. 「対支文化事業」の資金・事業内容
- ①資金：義和団賠償金／山東関係鉄道・鉱山
等補償金（年250万円）
- ②主要な事業内容：
1. 中国人留学生教育事業：学資補給および
予備教育機関の運営
2. 東亜同文会、同仁会などによる在華教育・
医療活動への助成
3. 北京人文科学研究所・上海自然科学研究
所など学術研究事業の運営
4. 日中両国間の人物交流
3. 補助事業としての東亜同文会の教育事業
- (2) 反日風潮下における東亜同文会の学校経営
1. 学校経営上の諸困難
- ①学生・生徒数の確保と質の維持
- ②儒教的訓育方針の維持
- ③施設・設備の貧困－所要経費の不足
2. 最大の課題：中国ナショナリズムへの対応
- ①旅大回収運動（1923.3）－最初に直面した
反日運動
- ②教育権回収運動
- ←五・三〇事件（1925）を機とする高揚
- (3) 教育権回収運動の展開と東亜同文会
1. 教育権回収の思想
- ①治外法権の下での教育活動→「外国の順民」
- ②教育権の回収 →国家の教育基準
2. 教育権回収運動の展開 ←〈資料（5）参照〉
- ①運動の発端－満鉄付属地の学校とミッシ
ョン・スクール
- ・広東学生会回収教育権運動委員会（1924.5）
- ②教育団体の教育権回収決議・宣言

2. 学校経営基盤の強化 ←「特別会計」
の制約 = 「汪 - 出淵協定」(1924.2)

←<資料(7) 参照>

3. 学校改組の進行

①天津同文書院の組織変更 (1925.9)

1. 「中日教育会」の構成と宗旨
2. 中日学院 - 「組織大綱」
→「校務委員会」の位置・役割
3. 発足時の主要職員 (沈兼士院長)

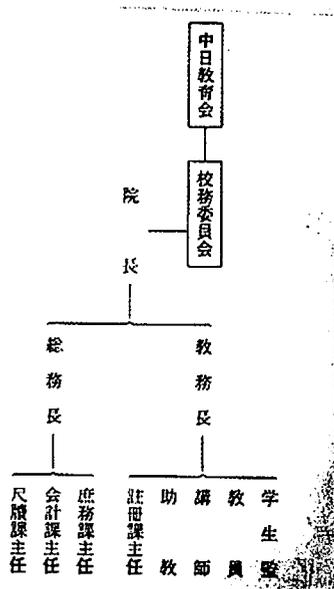
←<資料(8) 参照>

②漢口同文書院の組織変更 (1925.10)

1. 「東方学会」の構成と宗旨
2. 江漢高級中学校
3. 発足時の主要職員 (陳英才校長)
4. 諮問機関: 「江漢中学校董事会」

←<資料(9) 参照>

③上海・中華学生部の場合



Ⅲ. 国民政府治下の東亜同文会の学校経営

(1) 経営方針転換後の中日学院: 学校運営の難航

1. 難航の要因: 「思惑の違い」と「相互不信」

- ①教育総長劉哲の北京大学解体
北京大教授グループ: 活動本拠の喪失
→「期待はずれ」(書院側)
- ②組織改編にともなう予算措置の不足

→「高級中の美名を欺く」(北京側)

③北京側の人事刷新要求

→「学校乗っ取り策」(書院側)

④「元來融合シ難キモノヲニツニ合シタル為ニ起ル現象」(江藤報告)

→抜本組織変更は非現実的

2. 済南事件 (1928.5)

- ①対日ボイコットの全国的高揚
→急遽夏季休暇入りで対処
- ②日本軍の学校駐留 →北京大教授グループ: 学校経営への消極姿勢
- ③国民政府の「日本文化事業」拒否指令 (1929.6) →日本“単独”文化事業への後退

3. 国民政府の教育政策への対応

←<資料(10) 参照>

①三民主義の教育方針: 「中華民国教育宗旨」(1929.3) →・課程中に 国民党党義・党史 / ・「総理記念朝礼」の義務化

②私立学校取締の強化: 原型としての広東国民政府「私立学校規程」(1926.10)

→・外国人校長・董事長の禁止規定 / ・政府の私立学校解散権

③国民政府教育部への立案申請 - 「私立中日中学校」(1930.5)

→留日予備校化の志向 = 「選抜留学生制度」特別枠

(2) 経営方針転換後の江漢高級中学校

1. 国民革命軍占領下武漢の教育状況

←<資料(11) 参照>

①湖北省政務委員会 (教科長・李漢俊): 「湖北暫行教育綱領」(1926.11)

・「反動教育の打破」「革命教育の振興」
→「反動教育家」の追放

②「湖北私立学校取締暫行条例」「外人設立学校取締条例」(1926.11)

→外国人経営学校の大半、休校・閉鎖に

2. 江漢高級中学校: 長期にわたる休校措置

- ①漢口市教育局：訓令第31号（1927.2）
 - ←漢口学生連合会の要求
 - ②江漢中董事長以下の董事数名への逮捕指令（「反動教育家」として）
 - 「静カニ形勢ノ推移ヲ觀察シ、徐ニ之ニ処スルノ方策ヲ決定…」(齊藤報告)
 - ③江漢中の学校再開の試み → 武漢学生連合会の攻撃目標（1927.3）
3. 武漢政府倒壊後の学校再開（1927.8）
 - ・ 済南事件による反日運動の高まり → 学校経営への打撃
 4. 国民政府の教育政策への対応
 - ①立案申請：「私立江漢中学校」（1929.8）
 - ・ 「中学校課程標準」にもとづく教科目編成
 - 「党義・党史」は陳英才校長が担当
 - ②留日予備校化の方向
- (3) 東亜同文書院中華学生部の改廃
1. 国民革命下の中華学生部
 - ①東亜同文書院における中華学生部の位置

1. 反帝・反軍閥運動の震源地としての上海：ゼネストの頻発
 2. 革命運動進展の直接的影響 → 中退者の激増／入学者の減少など
- ②済南事件を機とする「対日経済絶交」の拡大 → 中華学生の同盟休校
2. 国民政府の私立学校規制策への対応
 - ← <資料(12) 参照>
 - ①登録拒否の影響＝学校の存立基盤を逐次揺るがす → 募集枠の半減(1928)
 - ②窮余の策 → 「特設予科」（修業年限1年）への改組（1930.9）
 - ・ 本科での日本学生との共学／・ 日本専門学校卒業の資格付与
 3. 特設予科の急遽閉鎖（1931.8）：その背景
 - ← <資料(13) 参照>
 - 「支那学生間ニ往々存在スル危険思想カ日本学生ニ影響スル惧アルコト」-
 - ①中日両国学生の同盟休校（1930.11）
 - ②日本学生の反戦ビラ配布事件（1930.12）

東亜同文会の学校教育 - 1920年代の中国人教育事業を中心に - (資料)

愛知大・東亜同文書院シンポジウム（2008.11.2）

資料(1) 有吉明在上海総領事「東亜同文書院経営ニ関シ稟申ノ件」（1918年10月）

…近年列国ノ対支政策カ主トシテ文化政策ニ傾キ、現ニ英米等ノ教育、衛生等ノ施設着々歩ヲ進メツツアル次第ハ夙ニ御熟知ノ通ニ有之、此間ニ処シテ現在支那本部ニ於テ我教育上ノ施設トシテ算フ可キハ、只僅ニ当地同文書院カ不完全ナカラモ其経営ヲ持続スルコトアルノミニシテ、而カモ同校ハ単ニ支那向日本人ノ養成ニ止マリ未タ直接支那学生ノ養成ニ従事シ居ラス候処、…苟モ対支教育政策ヲ放棄セサル限り、同校ノ如キ現ニ其大部分ハ公費ニ成レル特殊ノ性質ニ鑑ミ、其経営主タル団体ノ経営振リニ放任セス、…寧ロ国家事業トシテ之カ整頓發達ヲ期セシメ…我對支經營上一層裨益不可少ト存候。然ルニ同校ノ現状ヲ視ルニ頗ル不満足ノ点少カラス…今次議會ノ協賛ヲ經テ学生数ヲ増加シ、同時ニ支那学生多数ヲモ收容セントスルニ於テハ、一層此点ニ付慎重ノ考慮ヲ要スル義ト存候。

(出所) 外務省記録「東亜同文会関係雜纂」第3卷

資料(2) 帝国議会における対華教育方策に関する建議など

- ①建議の流れ(1918～1923年)



1918年（大正7）	第40議会	「支那人教育ノ施設ニ関スル建議案」(3/20) 「日支文化ノ施設ニ関スル建議案」(3/23)
1920年（大正9）	第43議会	「支那共和国留学生ニ関スル質問主意書」(7/19)
1921年（大正10）	第44議会	「支那共和国留学生教育ニ関スル決議案」(3/24)
1922年（大正11）	第45議会	「義和団賠償金還付ニ関スル建議案」(3/6) 「対支文化事業施設ニ関スル建議」(3/9)
1923年（大正12）	第46議会	「対支文化事業特別会計法」議決(3/30)

②第40議会「日支文化ノ施設ニ関スル建議案」(1918年3月23日)

日支両国の文明は、既往の歴史に於て離るへからざる関係を有するのみならず、将来東洋民族の発展進歩に至大の関係を有せり。従て両国民の思想文化の上に融合協和の途を講ずるは、所謂日支親善の根本義にして、東亜百年の大計なり。近来我が国支那人教化の業漸く衰頹し、両国民の意思動もすれば疎隔せむとす。此の際大に支那人教育の施設を盛にし、鄰邦国民の教化誘掖に努むるは、実に帝国の東亜に於ける責任にして、併せて世界文明に貢献する所以なり。政府は速に相当の施設を講ずべし。

- 一、日本留学支那学生の教育及び待遇に関して、一層の便宜を供するの施設をなす事
- 二、支那に於て、日支両国の協力に依る高等教育の施設を為すべき事
- 三、支那に於て日語学習の便を得しめんがために、適當なる方法を講ずべき事

(出所)「大日本帝国議会誌」第11巻、第40回帝国議会衆議院、1929年

資料(3) 開設当初の東亜同文会系三学校の概況

①東亜同文書院中華学生部(1920年9月発足)

1. 設学趣旨:「本書院興学ノ主旨ニ基キ中国学生ニ授クルニ高等実業専門ノ学科ヲ以テシ道德ヲ尊重シ學術ヲ精研シ人格高尚智識優秀ナル人材ヲ養成ス」
2. 学科編成: 商務科(修業年限4年)
1921年本院の昇格(日本専門学校令)に伴い、修業年限を5年に延長(予科1年、本科4年)
3. 入学資格: 中学卒業程度
4. 教授陣: 東亜同文書院スタッフ(部長: 大村欣一教授)
5. 学生数: 毎年50名
6. 学生募集にあたっての特徴: 中国政府教育部と協定締結
 - ・各省教育庁などからの派遣/推薦制度を採用
 - ・在籍学生及び卒業生は、中国高等専門学校の学生・卒業生と同等の待遇

②天津同文書院(1921年末開校)

1. 設学趣旨:「中華民國中学校令ニ依リ普通教育ヲ完成シテ健全ナル国民ヲ造成スルヲ以テ宗旨トス」(「天津同文書院中学部章程」)
2. 修業年限: 4年、高級小学卒業生を収容
3. 認可手続: 直隸省教育庁に認可申請
4. 開校当時の主要スタッフ:
 - 名誉院長 郭宗熙(元吉林省長、翰林)
 - 監督 江藤栄吉(前広島修道中学校長、東京高師・東京帝大卒)

教務主任 張庭芝（前直隸省視学、東京高師卒）

幹 事 藤江直文（天津日本青年会主事、京都帝大卒）

5. 生徒定員：200 名

③漢口同文書院（1922 年 3 月開校）

1. 設学趣旨：

第一条 本院ハ中等教育ノ完備ヲ以テ升学ノ予備トナシ且社会需要ノ如何ヲ考察シ職業的知能ヲ授クルヲ以テ主旨トナス

第二条 本院ハ教育部公布ノ学校系統改革令ニ依リ中学三三制度ヲ採用シ初高ノ兩級二分ケ各級三年以テ結束トナス（「(改訂) 漢口同文書院中学部章程」）

2. 修業年限・教科課程：天津同文書院とほぼ同じ

3. 開校当時の主要スタッフ：

名誉院長 何佩容（元湖北省長）

監 督 斎藤重保（東京帝大卒業）

教務主任 楊昌寿（前襄陽師範学校長、東京高師卒）

幹 事 松尾豊徳（東亜同文書院卒）

4. 生徒定員：200 名

資料 (4) 「対支文化事業特別会計法」制定の趣旨

帝国政府ハ従来種々ノ機会ニ於テ、該賠償金ハ之ヲ対支文化事業ニ使用セムコトヲ声明シ来リタルカ、我对支文化施設ヲ見ルニ、両国ノ關係緊密ナルニ拘ラス欧米諸国ノ夫レニ及ハサルコト遠ク、其ノ内若干ノ施設ニ対シテハ政府ヨリ従来補助ヲ与ヘ之ヲ奨励シ来レル次第ナルカ、適當ナル資金ナカリシヲ以テ今日迄文化施設ノ完璧ヲ期スルコト能ハサリシハ、政府ノ深ク遺憾トセシ所ナリキ。然ルニ客年末團匪賠償金ノ償還再開セラルルニ至リタルヲ幸ヒ、政府ニ於テハ従来ノ声明通り之ヲ主トシテ支那人ノ利益ノ為ニスル文化事業ニ使用センカ為、該収入ヲ歳入トシ対支文化事業ニ関スル支出ヲ歳出トスル一ノ特別会計ヲ設置シ、我カ公正無私ノ態度ヲ表明スルコトニ決シタリ……

（出所）外務省対支文化事務局「対支文化事業特別会計法説明」1923 年 3 月【東方文化事業調査会配付資料関係雑集】

資料 (5) 教育権回収運動運動の展開

①広州学生会收回教育権運動委員会「教育権回収の四つの最低基準」（1924 年 5 月）

(1) すべての外国人経営学校は、中国政府の設立認可を受けなければならない。

(2) 外国人経営学校の科目編成は、中国教育行政の認可を受けねばならない。

(3) 課程中に宗教を編入、教授宣伝してはならない。

(4) 学生を圧迫して、集会結・言論出版の自由を剥奪してはならない。

（出所）『教育雑誌』16-6,1924.6

②中華教育改進社第 3 次年会「收回教育権決議」（1924.7）

(1) 中国内における外人経営教会学校の取締り

(2) 東三省における満鉄経営の中国人学校の廃止

(3) 教育部による「学校登録制条例」の制定

(出所)『新教育』9-3,1924.10

③全国教育会連合会第10次年会決議「取締外人国内弁理教育事業案」(1924年10月)

1. 外国人の中国内での教育事業のもたらす顕著な弊害

- (1) 教育は一国の最も重要な内政である。ところが外国人は国内で自由に学校を設け、わが政府に対して届け出をなさず、また政府の考査もうけず、わが国の主権を侵犯している。
- (2) 各国の教育にはそれぞれ本来具うべき本義がある。外国人の民族性情および国家情勢はわが国と同じではなく、彼らが行う教育はわが国教育の本義に反する。
- (3) いわんや、外国人がわが国において行う教育事業は殖民事業と同じで、その教育を受ける者は独立精神を喪失し、その教育はわが国の学生の国家思想を危害する。
- (4) 外国人の国内における教育事業の内容をみると、その幹部は宗教の宣伝か、でなければ政治上の侵略を意図しており、教育事業はその付属品にすぎない。学校編成は任意に配置し、学科課程もわが国の標準に合致しない。

2. 外国人の中国内における教育事業を取締まる方法

- (1) 登録制を実施して、国家や各省の教育法規に従わせ、地方官庁の監督指揮を受けさせる。
- (2) 教員に対し国家の規定した資格を要求する。
- (3) 政府は、未登録の学校に対して時期を定めて停止させる。
- (4) 儀式行事は国家の定める規定によることとする。
- (5) 教育事業を利用して宗教を宣伝することを禁止する。
- (6) 外国人経営の学校その他の教育機関は、一定の期間内にこれを回収する。
- (7) 今後は、外国人の新規の教育事業を認めない。

(出所)『教育雑誌』16-12, 1924.12

資料(6) 北京政府教育部「外人捐資設立学校請求認可弁法」(1925年11月)

- (1) すべての外国人設立学校は教育部頒布の各種学校法令・規程に準拠して、教育行政官庁にその認可申請を行うこと
- (2) 学校の名称の上に「私立」の字を冠すること
- (3) 学校長は中国人とする。もし外国人が校長の場合は必ず中国人を副校長とし、これを以て認可請求時の代表者たらしめること
- (4) 学校に董事会を設ける場合、必ず中国人が董事の過半数を占めるようにすること。
- (5) 学校は宗教の宣伝を宗旨としてはならない
- (6) 学校の課程は教育部所定の標準に遵照し、宗教科目を必修科とすることは出来ない。

(出所) 舒新城『收回教育権運動』1927年

資料(7) 天津同文書院の組織変更をめぐる大内理事・江藤監督の協議(概要)

「(江藤)ハ、之(天津同文書院の北京大学教授有志との共同経営の提案)ニ対シテ、北京大学ハ支那ノ最高学府ニハ違ヒナイカ、北京大学ノ連中ハ一般カラ極メテ危険ノ集団ト見ラレ居ル。カカル連中ト共ト事ヲナスハ後来必ス面倒ヲ生スル基トナルト思フカラ、コレハ御再考ヲ乞ヒタイ

ト答ヘルト大内氏ハ

危険ハ危険テスカ、其危険ナル処ニ面白味カアル。何シロ此ノ支那最高学府ト我カ学校カ連絡ヲ保ツトイウ丈テモ、外務省ノ人ハ満足スル。コレハ一ツ危険ヲ冒ス必要カアルト思フ。所謂虎穴ニ入ラスンハ虎兇ヲ得ステス。

トコトモナケニ主張ヲ固執シタ。…北京大学危険論ハ藤江氏カラモ申述ヘタカ、大内氏ハ『之ト握手スル外ニハ学校救済ノ途ナシ』トテ、蕪ラニ北京ニ赴イテ之カ商議ヲ進メヤウトシタ。

今カラ考ヘルト、大内氏ハ最初カラ北京大学ノ人々ニ対シテハ奇貨措クヘシノ感カ動イテ居タノデアル。彼等ニ天津同文書院ノ経営ヲ委スコトニヨリテ其満足ヲ求め、之ニヨリテ直接間接ニ北京ニ於ケル文化事業ノ行詰打開ニ資スル処アラントシタノデアル・・・」

(出所) 江藤天津同文書院監督より加藤在天津総領事あて「天津同文書院ヨリ中日学院ニ変更セラレタル顛末経緯」1927.8.15【天津中日学院関係雑件】

資料 (8) 天津同文書院の組織変更—「中日教育会」と中日学院

① 中日教育会の構成

- 1) 北京大学側 (5名) 教授 沈尹黙・同 陳大齋・同 馬裕藻・同 周作人・同 張鳳挙
- 2) 東亜同文会 (1名) 理事 大内暢三
- 3) 天津同文書院 (2名) 監督 江藤栄吉・教務主任 張庭芝

(出所) 江藤「天津同文書院ヨリ中日学院ニ変更セラレタル顛末経緯」前出

② 「中日教育会ノ宗旨」

第一条 陳大齋、大内暢三、江藤栄吉、沈尹黙、周作人、馬裕藻、張鳳挙、張庭芝等ハ、将来中日学術上ノ連絡ヲ求メンコトヲ欲シ、之カタメ中国青年ヲ教育シ完全ナル予備知識ヲ授ケ、他日日本学術ヲ研究スル基礎ヲ作サシムルノ必要アルコトヲ認め、茲ニ相互協議ノ結果中日教育会ヲ組織スルニ同意セリ

第二条 中日教育会ハ上述ノ宗旨ヲ貫徹セムカ為メ、茲ニ東亜同文会ヨリ天津同文書院ノ経営一切ヲ引受ケ、中華民國教育令ニ遵拠シテ中等教育ヲ施行シ、并ニ左記ニ項ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス

- 一、天津同文書院高級中学卒業生ヲシテ、中華民國各大学ニ入学スルノ資格ヲ得セシメ、且ツ北京大学東方文学系入学ニ関シテハ特ニ密接ノ連絡アラシムコト
- 二、天津同文書院高級中学第一学年修了ノ学生ヲシテ、日本各高等学校及高等専門学校入学ノ資格ヲ得シメ、入学ヲ許可セラレタルモノハ公費ヲ以テ学資ヲ支弁シ、留学セシムルコト

(出所) 「契約書」 翌14年9月4日【東亜同文書院関係雑件】第1巻

③ 「中日学院組織大綱」

- (1) 校務委員会ハ中日教育会委員ヨリ若干人ヲ選出シテ組織ス。校務委員会ハ本院ノ制度章程ヲ規定シ並ニ一切教育事宜ヲ審査ス。
- (2) 本院々長、教務長、総務長ハ中日教育会之ヲ推挙ス。但シ総務長ハ本院財務ヲ掌司ル日本人ヨリ推挙ス。
- (3) 本院々長ハ校務委員会ノ当然委員ニシテ校務委員会ノ決議ヲ執行ス。

(4) 本院教務長ハ院長ヲ補佐シ教育訓育事宜ヲ弁理ス。

(5) 本院総務長ハ院長ヲ補佐シ本院総務事宜ヲ弁理ス。

(出所) 総務長江藤栄吉「自大正15年4月1日
至大正15年9月30日 中日学院事業報告」〔東亜同文会関係雑件〕

④ 中日学院の主要教職員構成

院 長	沈兼士	
教務長	張庭芝	
総務長	江藤栄吉	
庶務長	藤江真文	
学 監	馬裕藻	(出所) 同上

資料(9) 漢口同文書院の組織変更—「東方学会」と江漢高級中学校

① 東方学会の構成

- 1) 中国側 (2名) 薛德焞 (国立武昌大学教授・東京文理大卒)
陳英才 (湖北省立女子師範学校長・東京高師卒)
- 2) 東亜同文会 (1名) 大内暢三 (東亜同文会理事)
- 3) 漢口同文書院 (3名) 齊藤重保 (漢口同文書院監督)・楊昌寿 (同教務主任・東京高師卒)
・孫振 (同教員・東京高師卒)

② 「東方学会ノ宗旨」

第一条 大内暢三、陳英才、孫振、楊昌寿、齊藤重保、薛德焞等ハ、将来中日両国学術上ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルノ目的ヲ以テ中国青年ヲ教養シ、完全ナル予備知識ヲ授ケ、且ツ日本学術ノ研究ニ必須ナル基礎的素養ヲ与フルノ必要アルコトヲ認め、茲ニ東方学会ヲ組織シテ学校ヲ経営スルニ同意セリ

第二条 東方学会ハ其宗旨ヲ貫徹センカタメ、東亜同文会ヨリ漢口同文書院ノ経営一切ヲ引受ケ、中華民國教育令ニ基キテ中等教育ヲ施行スル江漢高級中学校ヲ経営シ、特ニ左記二項ノ目的ヲ達成センコトヲ期ス

- 一、江漢高級中学校卒業生ヲシテ、中華民國各大学ニ入学スルノ資格ヲ得シメ、且ツ武漢各大学入学ニ関シテハ密接ノ連絡アラシムルコト
- 二、江漢高級中学校在学学生ヲシテ、日本各高等学校及ヒ高等専門学校入学試験ニ応スルヲ得シメ、入学ヲ許可セラレタルモノハ公費ヲ以テ留学セシムルコト

(出所) 大内暢三「漢口同文書院組織変更ト東方学会成立ノ経過」1925.11「東亜同文書院関係雑件」

③ 江漢高級中学校発足時の主要教職員

校 長	陳英才 (湖北省立女子師範学校長)
総 務 長	齊藤重保 (漢口東亜同文書院監督)
教 務 主 任	楊昌寿 (同教務主任)
事 務 主 任	松尾豊徳 (同幹事)
訓 育 主 任	吾徳亮 (同教員)

図書部主任 孫振（同教員）

④ 江漢高級中学校董事会

董 事 長 何佩容（前漢口同文書院長）
 董 事 大内暢三（東方学会会員）
 陳英才（東方学会会員）
 陳兩蒼（立医科大学校々長）
 陳時（私立中華大学校々長）
 陳達（国立商科大学校々長）
 張知本（国立法科大学校々長）
 楊昌寿（東方学会会員）
 孫振（東方学会会員）
 能世玉（省長公署教育科長）
 齋藤重保（東方学会会員）
 薛德煊（東方学会会員）

（出所）「東亜同文会事業報告書 皇統13年4月」

資料(10) 国民政府の教育方針

①三民主義の教育：「確定教育宗旨及其実施方針案」（1929年3月）

「中華民國ノ教育ハ三民主義ヲ基トシ、人民ノ生活ヲ充実シ、社会生存ヲ扶植シ国民ノ生計ヲ發展セシメ、民族ノ生命ヲ永カラシムルヲ目的トナシ、努メテ民族ノ独立、民権ノ普遍化、民生ノ發展ヲ期シ、世界ノ大同団結ヲ促進スルモノトス」

②私立学校規制策

1. 沿革

- (1) 1926.10 広東国民政府「私立学校規程」「学校立案規程」「私立学校校董会設立規程」
- (2) 1928.2 国民政府大学院「私立学校条例」「私立学校董事会規程」
- (3) 1929.8 国民政府教育部「私立学校規程」

2. 広東国民政府の私立学校取締に関する諸規程（概要）（1926年10月）

- (1) 私立学校はすべて教育行政機関の監督指導を受けるべきこと。
- (2) 私立学校は学校の名称の上に「私立」の二字を冠すること。
- (3) 登録認可を受けていない私立学校は期限内に立案申請を行わねばならない。
- (4) 私立学校に違法行為があれば、政府はこれを解散させることができる。
- (5) 私立学校は校董会を組織し、学校の設立・変更は校董会より主管教育行政機関に申請し、許可を受けること。
- (6) 私立学校は外国人をもって校長とすることはできない。但し特別の事情があれば、顧問にすることはできる。
- (7) 特別な事情のない限り、外国人は校董となることが出来ない。外国人が校董になる場合は、必ず中国人校董が多数を占める必要がある。
- (8) 外国人が董事長になることは出来ない。

(出所) 多賀秋五郎編『近代中国教育史資料』民国篇(中)、1974

資料(11) 武漢政府下の江漢中学校

① 齊藤江漢中総務長報告(1926年11月)

…国民政府治下に於ける武漢は共産党の跳梁甚だしく…国民党の主義綱領の名の下に共産主義の宣伝頻りに行はれ、…本校としては従来の訓育方針を全然放棄せざるべからざることと相成可申候…学生聯合会なるものは政府の支持を受くる機関と相成り…今後は本校学生等も武漢学生連合会を背景として種々の横暴を逞ふすることと予想せざるべからず候

次に本校董事中の主なる人々は軍閥或は反革命主義の人々なるを以て董事の改任を要求すべしとの政府の意向なる由…武漢に於ける一般の情勢が上述の如く共産的色彩濃厚と相成学生等の跳梁甚だしく政府の態度又排外的なるを以て外国人の学校を經營することは今後益々困難と相成可申候」

(出所)『漢口江漢中学校関係雑件』

② 漢口市教育局「江漢高級中学校あて訓令第31号」(1927年2月)

- (1) 教育行政は完全に公開すること。
- (2) 校務會議は学生代表と教師との共同組織とすること。
- (3) 校長および教師は党部において考査決定すること。
- (4) 学生会は校長、教員に対する辞退権を有する。

(出所) 高尾漢口総領事より幣原外相あて「漢口市教育局江漢高級中学ニ対シ訓令ノ件」1927.2.25、同上

資料(12) 東亜同文会理事会決議「東亜同文書院中華学生部改組ノ件」(1930年9月)

- 一、従来ノ中華学生部ノ名称ヲ廢止スル事。
- 一、支那学生ハ全部日本学生ト同様ニ教育スル事。
- 一、従来ノ予科ニ新タニ特設予科ノ名称ヲ付ス。
- 一、前項特設予科ノ修業年限ヲ1ケ年半トシ従前ノ予科ニ比シ半年延長スル事。

説明

従来中華学生部ハ院内ニアリテ独立セル形ナリシガ、此ハ我邦ノ専門学校令ニヨルモノニアラズ、支那政府ノ学制ニ拠ルモノニモアラズシテ、卒業後ノ資格判明セズ。因テ其名称ヲ廢止シ、支那学生ハ日本学生同様教育スル事ハ内地専門学校ノ如ク、卒業ノ後ハ完全ニ日本専門学校卒業生タルノ資格ヲ得セシメ…

(出所) 牧野東亜同会長より坪上外務省文化事業部長あて「東亜同文書院中華学生部改組ノ件」1930.月日不明『東亜同文書院関係雑件』第3巻

資料(13) 「東亜同文書院特設予科ノ中止理由」(1931年8月)

- 一、日本学生ノ教育完成ニ全力ヲ用ユルコト。
- 二、従来予期ノ成績ヲ挙ルコトヲ得ス。因テ支那人ノ教育ハ之レヲ天津・漢口ノ両学校ニ於テ完成ノ方針ヲトルコト。
- 三、支那ノ学生間ニ往々存在スル危険思想カ日本学生ニ影響スル惧アルコト。

(出所) 牧野東亜同会長より坪上文化事業部長あて報告、1931.8.15、同上